

見守り活動支援募金 見守り活動スタートアップ助成 要綱

1. 助成の目的

本助成は、共同募金におけるテーマ型募金「見守り活動支援募金」を財源とし、住民が主体となって取り組む見守り活動や、お互いが見守りあえるつながりづくり・関係づくり・体制づくりのための活動の始動を応援することにより、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくりをめざします。

2. 対象となる団体

申請が可能な団体は、東近江市内の次に該当する団体とします。

- (1) 自治会
- (2) ボランティア団体
- (3) その他、東近江市社会福祉協議会会長がこの助成事業に適していると認めるもの

3. 対象となる活動

東近江市内で実施する新規(3年以内)の活動で、今後継続して行う各号に掲げる見守り活動や見守りあえる地域づくりのための活動。

	取り組み	活動例
(1)	地域の見守りについて話し合う場【必須】	見守り会議
(2)	見守り活動	高齢者の見守り訪問活動、子どもの見守り活動、ワンワンパトロール、子どもが実施する見守り活動、電話による見守り活動、生活支援活動
(3)	地域のつながりづくり・顔の見える関係づくり	コミュニティカフェ、子育てサロン、子どもの居場所づくり、障がい者を対象にしたサロン、引きこもりの方やその親が集う場、外国籍の方のサロン、世代間交流の事業
(4)	見守りを広げるための事業	支え合いマップづくり、見守りに関する研修会
(5)	その他、見守りあえる地域づくりとなる活動	

※活動例はあくまでも例示です。地区の課題や関心ごとに合わせた取り組みを展開してください。

※1自治会・団体につき1事業の申請を限度とし、行政や市社協の他の助成金を受けている活動は対象外となります。

4. 助成額

助成の上限は50,000円。(助成率10/10)

※なお、今年度の予算額の範囲内で助成するものとし、上限に満たないこともある。

5. 対象となる経費

助成の対象となる経費は、対象事業を実施するために必要なものとし、団体の運営費は対象としません。

6. 申請期間と申請方法

申請期限(当年6月30日)までに申請書(様式①)を東近江市社会福祉協議会へ提出してください。
また、申請が予算に満たない時は予算の範囲内において申請期間を延長するものとします。

7. 助成金の交付決定

提出された申請書等を会長が審査のうえ、助成の可否を決定し、助成決定通知により通知します(当年7月下旬頃)。助成金の交付決定通知を受けた団体は速やかに請求書(様式②)を提出ください。請求書を提出後、助成金を指定口座に振込します。

8. 実績報告

助成事業の完了後、もしくは翌年4月7日までに、報告書類(事業報告書・ありがとうメッセージ)を提出ください。なお、事業報告書には添付書類として事業実施がわかる写真および領収書やレシート(写し可)が必要です。

また、本助成金は募金百貨店プロジェクトによる募金で実施しています。翌年度開催する「募金百貨店プロジェクト参加企業懇談会」で事業の報告、および参加企業の方々と交流をお願いします。

9. 助成金交付の返還・取消

会長は、次の事項のいずれかに該当するときは、助成金の全部または一部を取り消しまたは返還を求めることができる。

- (1) 余剰金が生じた場合
- (2) 本要綱の目的以外に使用したとき
- (3) 虚偽の申請、その他不正な手続きにより交付を受けたとき
- (4) 助成事業を遂行する見込みがなくなつたと認めるとき

10. 共同募金運動への協力

- (1) 本助成は赤い羽根共同募金を財源に実施するものです。共同募金運動に積極的なご協力をお願いします。また、活動・事業実施においては、参加者等へ共同募金助成を受けて展開する事業であることを周知してください。
- (2) 助成金で備品等を購入される場合は、受配シールを活用ください(助成決定時にお渡しします)。また、オリジナルの備品を作成される場合は、共同募金マークデータをお渡ししますのでご利用ください。

附則

この要綱は令和 2年 4月 1日から施行する